

東京都自立支援協議会第二回本会議（平成27年3月20日開催）概要

<全体会②>

【グループ討議の内容報告】

○ 1グループ（高沢副会長報告）

- ・ 相談支援を担う人材、地域移行・地域定着、権利擁護について、振り返って話し合った。
- ・ 当事者委員からは、一人暮らしで、困ったときにどこに相談すればよいかという、相談支援や障害サービスについて根本的な話があった。
- ・ 児童分野の相談支援が立ち遅れているという話もあった。
- ・ 地域でも相談支援部会など、いろいろな取り組みが始まっている。都の協議会と地域をつなぐシステムがあれば、実践成果を共有していくことができるのではないかと。
- ・ ピアグループの取り組みが成果を挙げているという話もあった。
- ・ 地域移行では、精神障害のある方の病院からの移行だけではなく、知的障害者の入所施設や刑務所からの移行という課題もある。事件などがあると、地域住民にとっては受け入れが困難になるという話もあった。これから解決すべき問題があると感じた。
- ・ また、最近はコミュニティーソーシャルワーカーや地域コーディネーターの取り組みも始まっているので、受け入れる素地ができつつあるという話もあった。
- ・ 権利擁護については、高齢、児童、障害、女性等まとめて総合相談窓口を作るという話もあった。
- ・ 最後に当事者委員から、東京から東北地方の施設に、多くの知的障害者が入所しているが、本人の意思は確認されているのかという話もあった。
- ・ また、刑務所にかなりの数の知的障害者が入っていると聞いているが、ちょっとしたことで、説明などができず刑に問われる場合がある。どういう人に相談すればよいかという話があった。
- ・ これまで、ライフステージの移行期の相談支援の必要性を確認してきたが、困ったときにいつでも相談できるという根源的な指摘をいただいたと感じた。

○ 2グループ（藤間委員報告）

- ・ 相談支援の人材育成について中心に話した。
- ・ 相談支援事業所は、サービス等利用計画の作成業務に追われており、休みも取れない状況。
- ・ なぜこうなってしまったのか。行政も利用者も計画相談の必要性を認識していない。行政は、制度の周知はしたが、必要性は広報していないのではないかと。
- ・ その結果取り組みが遅れ、経過措置3年の最終年に業務が集中するという事態になってしまった。
- ・ 計画相談に関わっている中で、いろいろな課題も見えてきた。
- ・ 例えば児童のサービス等利用計画を作成していると、家族支援という視点も出てくる。
- ・ そこに虐待の萌芽があれば、権利擁護という意味では、計画相談によって虐待が防げる可能性もある。

- ・ 計画相談の有用性が明らかになりつつある。課題を行政に挙げて、いかに政策につなげていくのか、これから大きな課題。
- ・ サービス等利用計画をチェックする仕組みが必要という話もあった。
- ・ 相談支援専門員は、利用者の障害ではなく、人としてどう見るかが問われてくる。
- ・ 相談支援専門員には一定の人生経験が必要という話もあったが、現実的には難しい。その意味では多職種の連携が必要になってくる。コーディネートする能力が問われてくる。
- ・ 世田谷区と杉並区では、都の指定を受けて相談支援従事者初任者研修を実施している。そのような取り組みがこれからも出てくるのではないかと。

(沖倉会長) 本日の議論までを含めた第三期のまとめ(案)を作成して、事務局から皆様にメールリストでお渡しして確認していただく。

第四期の活動方針については、資料7に記載されている。第三期では、相談支援とは、いったい何をすることなのか、そこで生じている課題は何なのか整理した。次期では、人材育成について議論を深めていきたいと考えている。

都の障害福祉計画に、「目標達成のための具体的な取組」とあるが、抽象度が高い。協議会に関連する項目については、いかに具体的にしていくかが課題として与えられたと思っている。

第四期では人材育成を取り上げるが、どんな人をどのような方法で養成、育成していくのか、皆さんの意見をいただきながら、地域の協議会にも返していきたい。

基幹相談支援センターについては、昨年のセミナーでは取り上げたが、協議会で議論を深めることができなかった。基幹センターを含め、相談支援事業所が多重、多層に設置され始めている。しかし、それぞれの役割分担や連携の在り方がまだまだ見えていない。

相談支援専門員とサービス管理責任者の連携についても、具体的に議論したい。具体的な方法については、事務局を通して相談させていただきたい。

【閉会】

(事務局) 第三期の活動の成果を踏まえ、4月から第四期がスタートする。平成27年度の第一回本会議の日程等については、改めてご連絡するのでよろしくお願ひしたい。以上をもって平成26年度第二回本会議を終了する。